



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月27日(火) 第9896号

目次

ページ

告 示

- 県税の収納事務の委託(税務課) 2
- 使用料及び物品売払代金の収納事務の委託(県民活動支援・広聴課) 3
- 家畜伝染病発生報告(畜産課) 3
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 4
- 道路の区域変更(同) 4
- 同 5
- 道路の供用開始(同) 5
- 同 5

公 告

- 開発工事の完了(建築課) 6

企業管理規程

- 群馬県企業局平出ダム操作規程の一部を改正する規程(発電課) 7
- 群馬県企業局中之条ダム操作規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県企業局神水ダム操作規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県企業局高津戸ダム操作規程の一部を改正する規程(同) 7
- 群馬県企業局黒坂石ダム操作規程の一部を改正する規程(同) 8

落 札

- 落札者等の決定(メディアプロモーション課) 9

■ 告 示

◎群馬県告示第155号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県税及びその県税に係る収納情報の取りまとめ	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行	県税の収納事務の調整	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー PayPay株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポブラ	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◎群馬県告示第156号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料及び物品売払代金の収納事務を委託した。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 太田市植木野町300番地1 株式会社シムックス
- 2 委託した事務の内容
 - (1) 群馬県県有施設共通パスポート条例別表第2に掲げる共通パスポート発行に係る使用料の収納事務
 - (2) 群馬県が作成した行政資料の有償頒布に係る物品売払代金の収納事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県告示第157号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	2頭	令和3年4月2日	前橋市
豚熱	豚	疑似患畜	10,207頭	令和3年4月2日	前橋市

◎群馬県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	120号	沼田市利根町平川字池ノ上1155番の1地先から同市同字同1144番の3地先まで	前	9.0~23.4	377.6
			後	11.6~23.5	378.8
県道	尾瀬ヶ原土出線	利根郡片品村大字戸倉字金井沢891番の1地先内	前	10.9~14.8	77.4
			後	10.9~31.5	77.4

◎群馬県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	120号	沼田市利根町平川字池ノ上1155番の1地先から同市同字同1144番の3地先まで	令和3年4月27日
県道	尾瀬ヶ原土出線	利根郡片品村大字戸倉字金井沢891番の1地先内	

◎群馬県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	254号	高崎市吉井町矢田字東坂414番の2地先から富岡市一ノ宮字引土338番の1地先まで	前	7.1～41.1 11.9～71.3	12339.4 10557.9
			後	7.1～41.1 11.9～71.3	12339.4 12057.9
県道	高崎神流秩父線	高崎市吉井町池字石田38番の1地先から同市吉井町本郷字道六神3番の1地先まで	前	27.0～40.2	1500.0
			後	-	-

◎群馬県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	291号	利根郡みなかみ町湯原字下川原938番の6地先から同郡同町同字若栗839番の3地先まで	前	9.9～13.5	110.3
			後	9.9～13.5 4.0～5.8	110.3 112.0

◎群馬県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	291号	利根郡みなかみ町湯原字下川原938番の6地先から同郡同町同字若栗839番の3地先まで	令和3年4月27日

◎群馬県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	長久保郷原線	安中市松井田町国衙字中割90番の6地先から同市松井田町小日向字臼田2061番の1地先まで	令和3年4月27日
----	--------	--	-----------

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年4月27日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	沼田市下久屋町字久保899-1、900-1、900-4、900-7、900-8、901-1、901-2、901-3、901-4	沼田市下久屋町901番地1 有限会社有楽商事 代表取締役 菊地万石
2	佐波郡玉村町大字上之手1444-3、1445-3、1445-5	佐波郡玉村町大字板井907番地2 スプリームM103 入山実
3	佐波郡玉村町大字上之手1444-2、1445-2、1445-4	高崎市新町1313番地1 ファインブリーゼA・I B201号 小林祐介、小林香織

■ 企業管理規程

群馬県企業局平出ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年四月二十七日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十四号

群馬県企業局平出ダム操作規程の一部を改正する規程

群馬県企業局平出ダム操作規程(昭和五十八年群馬県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第二十一条中「前条第一号から第五号まで」を「前条第一号から第六号まで」に改める。

別表第一(一)の項中

「	回	上	上	沢	所	地	域	係	回	上	」	を
「	回	上	上	沢	所	地	域	係	回	上	」	に改め

附則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県企業局中之条ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年四月二十七日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十五号

群馬県企業局中之条ダム操作規程の一部を改正する規程

群馬県企業局中之条ダム操作規程(昭和五十八年群馬県企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第二十一条中「前条第一号から第五号まで」を「前条第一号から第六号まで」に改

める。

別表第一(一)の項中「上上」を「上上」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県企業局神水ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年四月二十七日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十六号

群馬県企業局神水ダム操作規程の一部を改正する規程

群馬県企業局神水ダム操作規程(昭和五十八年群馬県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第二十二条中「前条第一号から第五号まで」を「前条第一号から第六号まで」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県企業局高津戸ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年四月二十七日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十七号

群馬県企業局高津戸ダム操作規程の一部を改正する規程

群馬県企業局高津戸ダム操作規程(昭和四十八年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第二十三条中「前条第一号から第五号まで」を「前条第一号から第六号まで」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県企業局黒坂石ダム操作規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年四月二十七日

群馬県企業管理者 中島啓介

群馬県企業管理規程第十八号

群馬県企業局黒坂石ダム操作規程の一部を改正する規程

群馬県企業局黒坂石ダム操作規程(昭和五十六年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

第二十一条中「前条第一号から第五号まで」を「前条第一号から第六号まで」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年4月27日

群馬県知事 山本 一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県広報番組「ジャンボケロード」の制作 放送1回につき30分間を令和3年4月1日から令和4年3月31日まで38回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額 86,828,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111